

剣道、居合道、杖道「錬士」審査会要項

一般財団法人 富山県剣道連盟

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道、居合道、杖道の六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者
- (2) 剣道、居合道、杖道の五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成27年5月31日以前に取得）し、かつ年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）

2. 小論文課題

- ① 課題
剣道 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの剣道修行について述べなさい。
居合道 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの居合道修行について述べなさい。
杖道 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの杖道修行について述べなさい。

*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）

- ② 字数 400字以上、800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書く事。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホチキスで止めること。
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」（居合道、杖道の場合は、剣道に変えてそれぞれを書く）、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

3. 申込み

- (1) 受審を希望する者は、所属地区連盟を通じて申し込むこと。
- (2) 申込締切 **富山市連盟 令和7年2月19日（水）必着厳守**
- (3) 申込先 〒930-0096 富山市舟橋北町5-12
山内武道具店内富山市剣道連盟事務局
- (4) 提出書類
 - ①（一財）富山県剣道連盟「審査願（六～八段・称号）」（半券）
 - ②全剣連様式・受審申請書（本人用）
 - ③小論文（2.を参照のこと）

4. 審査料

受審願と同時に納入すること。

5. 全剣連への推薦について

富山県剣道連盟審議会において、当連盟の定める講習会受講の要件、および、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとするものの備えるべき要件（①～③）を審査し、これらをすべて満たしているとみなされた場合は全剣連会長に候補者として推薦する。